

登記手続案内をご利用のみなさまへ



予約制です

事前に予約をされていないお客様は、ご利用になれません。ただし、当日、予約の空き時間があれば、ご案内できる場合がありますので、窓口担当者に確認してください。



ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。多くのお客様に手続案内をご利用いただけるよう、20分で終了とさせていただきます。



申請人本人のご利用に限ります

法令上、代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士等)は、ご利用いただけません。



ご自身で作成してください

申請書や添付書類は、お客様自身で作成していただきます。申請書の様式は、法務局のホームページから取得できます。

法務局

検索



事前の審査はできません

手続案内では、申請書の記載事項や必要な添付書類の説明を行います。内容審査は、申請書の受付後に登記官が行います。



ご自身での作成が難しい方は

一度の手続案内では目的を達成できない場合は、複数回、手続案内を利用していただく必要があります。時間的制約があるなどお困りの方は、資格者代理人である司法書士・土地家屋調査士に依頼する方法もあります。



補正の可能性があります

手続案内では、申請書や添付書類の内容に関する判断はしません。登記官による内容審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。

司法書士、土地家屋調査士の資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、司法書士法第73条、あるいは土地家屋調査士法第68条に違反する場合があります。

登記手続案内の予約について

登記手続案内は**予約制**です。

事前に電話又は窓口でご予約をお願いします。

予約申込み電話番号

佐賀地方法務局登記部門 0952-26-2184

(登記手続案内日 : 月曜日から金曜日まで)

佐賀地方法務局武雄支局 0954-22-2779

(登記手続案内日 : 月曜日, 水曜日, 金曜日)

佐賀地方法務局伊万里支局 0955-23-2885

(登記手続案内日 : 月曜日, 金曜日)

佐賀地方法務局唐津支局 0955-74-1442

(登記手続案内日 : 火曜日から金曜日まで)

佐賀地方法務局鳥栖出張所 0942-82-2621

(登記手続案内日 : 月曜日, 水曜日, 金曜日)

< 注意 >

会社・法人の手続案内は、佐賀地方法務局登記部門のみで行っております。

(支局・出張所では、会社・法人の登記申請事務を取り扱っていません。)

佐賀地方法務局